

下水用電磁メーター購入仕様書

1 品名 下水用電磁メーター（バーター）

2 種類 無線式電磁メーター（受信器付き）

3 購入方法の定義

バーター購入とは、新品を納入する際に同数の使用済メーターを下取品として売渡人に引き渡し、精算購入するものをいう。

4 適用法令及び適用規格

売渡人が製造し納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等を満たすものであること。

- （１）計量法
- （２）水道法
- （３）日本工業規格及びその引用規格（最新版を引用する。）
- （４）その他関連する法令等

5 メーターの口径、発注個数、メーター番号等

口径 (mm)	個数	メーター番号	備考
100	1個	6R-825201	挟み込み式、受信器付き メーター番号の表示方法はシール貼り付けでも可

6 メーターの仕様

（１）寸法、計量特性

口径 (mm)	全長 (mm)	計量特性	
		Q3 (m ³ /h)	Q3 / Q1 = R
100	180～182	160	160～200

（２）材質等

ア 計量法、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）における耐圧及び浸出に関する基準を満たすこと。

イ メーターケースの材質は、ステンレス製とする。

ウ 型式承認番号取得のものとする。

（３）メーターへの表示

メーターの、①ケース・②目盛板・③蓋・④受信器・⑤取付プレート に、次に掲げる項目を明瞭かつ消滅しないよう表示する。

- ア 計量単位 (①～③のいずれかに表示)
- イ Q 3 の値 (①～③のいずれかに表示)
- ウ $Q 3 / Q 1 (R)$ の値 (①～③のいずれかに表示)
- エ 製造事業所名または登録商標 (①～③のいずれかに表示)
- オ 型式承認番号 (①～③のいずれかに表示)
- カ 製造年 (型式承認表示を付した年で代用可) (①～③のいずれかに表示)
- キ メーター番号 (「③及び④」又は「⑤」に表示) ※詳細は (9) のとおり
- ク 流れの方向 (①に表示)
- ケ 口径 (①に表示)

(4) 計測値の表示桁数の最大表示量は、9 9 9, 9 9 9 m³とすること。

(5) 計測値の表示方法

指針表示形態は、液晶デジタル式とする。また、受信器は外部電源を必要としない
内蔵電池にて検定満期まで作動すること。

(6) 遠隔表示出力方法等

- ア 電文出力については、8 ビット電文とする。
- イ 単位パルスレートについては、1 m³ / P とする。

(7) 検定証印又は基準適合証印及び検定満了年月の表示ラベル

- ア 上蓋の裏側に貼付するものとする。
- イ 原則として納入前月以降に検定を受けるものとする。

(8) メーターケースは無塗装とする。

(9) メーター番号

- ア 上蓋及び受信器に打刻、シール貼り付け又は打刻したプレートを取り付けて表示すること。
- イ メーター番号の大きさは、打刻可能な最大のものとする。

7 収納方法

容器については特に指定しないが緩衝材などで保護し、口径、メーター番号を容器の外側に明示すること。

8 付属品

- (1) パッキン、ボルト及びナット (ステンレス製で焼付き防止処理を施したもの)
- (2) 受信器がマグネット起動のものは、マグネット

9 添付書類

納入時に納入物品に係る個々の通水試験成績表を提出すること。

10 履行の追完等

買受人は、納入した物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。) であるときは、売渡人に対して相当の期間を定めて契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完 (以下「追完」という。) を請求することができる。

買受人は、物品の引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした追完を請求することができない。

ただし、売渡人が引渡しの時にその事実を知り、若しくは重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

また、検定有効期間の満了内にメーターに異常が生じた旨の連絡を受けた場合は、その翌日までに当該メーターを確認し、速やかに原因を静岡市上下水道局へ報告すること。

なお、異常が生じた旨の連絡を受ける体制は、予め明確にしておくこと。

11 納入及びバーター引渡し場所

静岡市清水区木の下町174番地 上下水道局船越倉庫

12 納入期限 令和7年9月19日（金）

13 その他

- （1）売渡人は、納入日及びバーター引き渡し日などのスケジュールについて、見積決定後、速やかに購入所管課担当者と打合せを行うこと。
- （2）契約後、納入物品の製品仕様書を提出すること。（受信器の仕様書も含む。）
- （3）本仕様書に明記しない事項又は疑義を生じた事項については、購入所管課担当者と打合わせをするものとする。
- （4）原則として、令和7年8月以降に検定を受け、検定満期は令和15年7月以降とすること。

14 購入所管課

静岡市上下水道局 経営管理部 お客様サービス課 量水器係 佐野

TEL 054-270-9136

見 積 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額										

(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)

ただし、

下水用電磁メーター（バーター）

その他仕様書のとおり

見積心得を承諾の上、見積りいたします。

令和 年 月 日

課税業者 免税業者（該当に○）

所在地（住所）

名 称

代表者職氏名

印

（宛先）

静岡市公営企業管理者